

競争入札参加者の資格に関する公告

令和8年3月2日

令和8年度において、広島市及び広島市水道局が発注する地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の競争入札に参加しようとする者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の要件及び当該資格の審査申請の手続等は、次のとおりです。

広島市長 松井 一 實
 広島市水道事業管理者 榭 原 茂

- 1 競争入札に参加しようとする者に必要な資格の要件
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後3年（広島市長又は広島市水道事業管理者が3年の範囲内で別に期間を定めた場合にあつては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有している者であること。
 - ア 測量業務について申請しようとする者は、測量法第55条第1項の規定による登録を受けている者であること。
 - イ 建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般について申請しようとする者は、建築士法第23条第1項の規定による登録を受けているものであること。
 - (4) 広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱（以下「要綱」という。）第11条第1項（第3号及び第4号に係る部分に

限る。）又は同条第2項若しくは第3項若しくは第11条の2第1項（いずれも要綱第11条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

- (5) 要綱第11条の3第1項又は第2項（それぞれ要綱第11条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加することができないとされた者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領第4条に規定する広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

2 資格審査申請の手続

- (1) 申請方法
 - ア 調達情報公開システムに公開される入札案件

資格審査の申請者は、インターネットを利用して広島市ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）（以下、同じ。）から「業者登録受付システム」にアクセスし、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、別記に掲げる書類（各1部）を持参又は郵送（配達証明付書留郵便）提出すること。
 - イ 調達情報公開システムに公開されない入札案件

資格審査の申請者は広島市ホームページに掲載している所定の様式を作成し、書類（各1部）を持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により提出すること。
- (2) 申請期間及び入力時間
 - ア 申請期間 公告の日から令和9年3月31日まで随時受け付ける。ただし、広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。
 - イ 入力時間 午前8時30分から午後5時15分まで（同入力時間内に入力・送信を完了させること。）

なお、随時審査であるため、入札に間に合わないことがある。
- (3) 提出場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎15階）
- (4) 申請書等の作成に用いる言語等
 - ア 申請書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書類の金額表示は、出納官事務規程第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

(5) 随時の審査を行う場合

申請書を提出後、資格の認定までに、会社更生法に基づく更生
 手続開始若しくは更生計画認可の決定を受けた場合又は民事再生
 法に基づく再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた場
 合は、要綱第5条第2項の規定に基づき、随時の審査を行う。

3 資格審査及び結果の通知

前記1に掲げる資格の要件に適合しているかどうかについて、前
 記2の申請手続により提出された書類により審査する。

結果は、申請者が届け出た電子メールアドレスを宛先とする電子
 メールの送信により通知する。

4 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

広島市長及び広島市水道事業管理者が定める日（以下「有効期
 間開始日」という。）から次の定期の競争入札参加資格の審査の
 申請（以下「資格審査申請」という。）の受付に係る競争入札参
 加資格の有効期間開始日の前日までとする。ただし、その効力は、
 有効期間開始日以後最初に到来する要綱第5条第1項の規定によ
 る定期の資格審査申請の受付又は同条第2項本文の規定による3
 か月ごとの資格審査申請の受付に係る有効期間開始日の前日ま
 での間は、特定調達契約の競争入札以外の競争入札には、及ばない。

(2) 更新手続

前記(1)の有効期間の更新を希望する者は、次の定期の資格審査
 申請の受付に係る公告に基づき申請を行うこと。

別記

建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請書類一覧

- 1 入札参加資格審査申請書（前記2(1)アの場合、「業者登録受付
 システム」により印刷した申請受付内容を含む。）
- 2 使用印鑑届（前記2(1)アの場合、「業者登録受付システム」に
 より印刷するもの）
- 3 委任状（入札契約権限を、その使用人に対し、継続して委任し
 ようとする場合。前記2(1)アの場合、「業者登録受付システム」
 により印刷するもの）
- 4 新規申請、振替口座の変更等の場合にあつては、口座振替依頼
 書（前記2(1)アの場合、「業者登録受付システム」により印刷す
 るもの）
- 5 法人にあつては法人登記の履歴事項全部証明書、個人にあつて
 は身分証明書及び誓約書（いずれも証明年月日が資格審査申請を
 行う日の3か月前の日以降のもの）
- 6 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも
 証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）
 （e-Taxを利用して電子納税証明書（PDF形式）が交付さ
 れた場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに印刷し
 たものでも可）
- 7 広島市の区域内に事業所等がなく、広島市への納税義務がない
 場合にあつては、申立書（前記2(1)アの場合、「業者登録受付シ
 ステム」により印刷するもの）
- 8 技術者経歴書
- 9 営業に関し法律上必要とする登録の証明書等（証明年月日が資
 格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）

10 法人にあつては資格審査申請を行う日の直前の事業年度終了の
 日の直前1年の事業年度の財務諸表、個人にあつては前年の青色
 申告書の貸借対照表及び損益計算書

11 営業所等調書兼実態調査同意書（広島市の区域内に所在する営
 業所等の長が入札契約権限を有する場合）

12 定形郵便物（50g以内）における郵便料金相当額の普通切手
 （建設コンサルタント業務等に係る競争入札への参加を初めて希
 望する者及びパスワード再発行希望者に限る。）